

アンテナレストランと連携した「福岡の食」販売拡大業務委託仕様書

1 委託事業の目的

福岡県産農林水産物（以下、「県産農林水産物」という。）の消費を拡大し、生産者の所得向上を図るため、福岡県（以下、「県」という。）のアンテナレストランである「麹町なだ万 福岡別邸」において、首都圏の外食事業者を対象に提案型個別商談会を実施し、県産農林水産物※の紹介と県産農林水産物を使用した魅力的なモデルメニューの提案を行うことで、商談会に参加した外食事業者による県産農林水産物を使用した「福岡フェア」の開催を促進し、「福岡の食」のさらなる販売拡大を図る。

※ 県産農林水産物とは、県産農林水産物及び県産農林水産物を使用した加工品のことをいう

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名 アンテナレストランと連携した「福岡の食」販売拡大業務委託事業

(2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 委託業務内容（詳細は「別紙 委託業務内容補足資料」参照）

① 「麹町なだ万 福岡別邸」と連携したモデルメニュー開発

②の個別商談会で商談を行う県産農林水産物を使用したモデルメニューを、「麹町なだ万 福岡別邸」と連携して開発。

② 「麹町なだ万 福岡別邸」での提案型個別商談会実施

「麹町なだ万 福岡別邸」で、個別商談会を年3回（3回の場合、9月、11月、2月を想定）以上実施。商談会では、①で開発したモデルメニューを参加外食事業者に提供。

③ 商談会参加外食事業者による「福岡フェア」開催

商談会に参加した外食事業者による、県産農林水産物を使用した「福岡フェア」を開催。

3 業務実施上の条件

(1) 業務遂行にあたり、県及び関係機関との連携を密にすること。

(2) 県内産地と取引先までの商流・物流を手配、調整可能な卸事業者（首都圏に営業所や物流拠点を有し、業務遂行にあたり必要な許可、免許を有するもの）と連携する、もしくは、県内産地から県産農林水産物を柔軟に仕入れ可能な外食事業者を選定するなどにより、受託者のみで「福岡フェア」実施に必要な県産農林水産物を供給可能な体制を整えること

(3) 本事業が県内の生産者の所得向上に資するべく実施されていることを十分に考慮し、県内の産地、生産事業者等が不利益となる要求は厳に慎むこと。

(4) 事業で関係する飲食店や商業施設に対し、県が事業終了後も継続して県産農林水産物の販売促進に関する働きかけを実施できるようサポートすることとし、その活動を制限することは厳に慎むこと。

(5) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。

(6) 業務上の成果品に係る著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。

(7) 委託料には、①～③の業務に係る経費（人件費、旅費、需用費、消耗品費、通信運搬費、賃

- 借料、謝金、保険料等)の一切を含むこと。
- (8) 事業の実施に大きな影響を与える事態が発生した場合には、県と受託者で協議し、委託業務内容や委託料の調整を実施すること。
- (9) 上記(8)における協議の開始や、調整内容は県の判断で実施する。

4 県への報告等

(1) 年度事業計画書

提出時期：契約締結後、速やかに提出するものとする。

提出方法：書面または電子データ（メール）で行うものとする。

(2) 年間業務報告書

提出時期：令和9年3月31日（水）までに当該年度の年間業務報告書を提出するものとする。

提出方法：書面または電子データ（メール）で行うものとする。

(3) その他

1) 進捗状況の報告

本委託事業の進捗状況について、月に1回以上、データ、もしくは、対面（Web会議含む）において報告を行うこと。

2) 県のプレスリリースにむけた報告

本委託事業で実施する「福岡フェア」について、県がプレスリリースを円滑に実施できるよう、フェア実施開始日を基準として、その14日前までに下記情報を県へ報告するよう努めること。

<報告事項>

- ・「福岡フェア」実施事業者の情報（事業者名、住所）
- ・「福岡フェア」に関する情報（提供する店舗名及び住所、提供期間、提供するメニュー名称及び価格）
- ・問合せ先（担当者名、電話番号等）
- ・実施内容に関する画像データ（料理写真等）

3) 県産農林水産物の使用実績の報告

「福岡フェア」で使用した県産農林水産物の取扱金額について、実施店舗が提出した実施報告書などの根拠資料とともに、四半期毎に報告すること。なお、最終的なとりまとめを令和9年3月31日（水）までに報告すること。

4) 県への引継ぎ

②の個別商談会に参加した外食事業者に係る情報（担当者名、連絡先、来年度における県産農林水産物を使用したフェアの開催意向等）を令和9年3月31日（水）までに報告すること。

アンテナレストランと連携した「福岡の食」販売拡大業務実施内容

① 「麹町なだ万 福岡別邸」と連携したモデルメニュー開発

「麹町なだ万 福岡別邸」と連携し、②の個別商談会で商談を行う県産農林水産物を使用したモデルメニューを開発。

○モデルメニュー開発における要件

項目	内容
モデルメニュー開発について	<ul style="list-style-type: none"> ・モデルメニューの開発は、「麹町なだ万 福岡別邸」を中心に行うこと ・②の個別商談会で商談を行う県産農林水産物1品目につき、1つ以上のモデルメニューを開発すること ・モデルメニューの開発においては、「麹町なだ万 福岡別邸」との協議、連携を密に行うこと ・モデルメニュー開発費及び開発に係る商談を行う品目の県産農林水産物購入費の一切は委託事業費の中から支出すること

② 「麹町なだ万 福岡別邸」での提案型個別商談会実施

「麹町なだ万 福岡別邸」で、個別商談会を年3回（3回の場合、9月、11月、2月を想定）以上実施。商談会では、①で開発したモデルメニューを参加外食事業者を提供。

○提案型個別商談会の要件

項目	内容
実施回数・時期等について	<ul style="list-style-type: none"> ・「麹町なだ万 福岡別邸」において、年3回以上実施すること ・実施時期、内容については、県、「麹町なだ万 福岡別邸」と協議の上、決定すること ・実施に係る費用（会場使用料、商談会運営人員人件費、モデルメニューの提供費及び提供に係る商談を行う品目の県産農林水産物購入費、招聘者の旅費など）の一切は委託事業費の中から支出すること
商談会参加事業者について	<ul style="list-style-type: none"> ・商談会に参加する外食事業者のイメージは以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ア. 首都圏を中心に、高価格帯※・中小規模のチェーン店を展開している イ. 既存メニューの主要食材において、既に国産食材を積極的に使用している ウ. 県産農林水産物への興味・関心が高く、積極的に「福岡フェア」を開催する意欲がある ※ 客単価7,000円以上のイメージ
商談会参加事業者数について	<ul style="list-style-type: none"> ・【A】事業者以上／回 ※参加事業者数【A】は企画提案の内容を委託事業者決定後に転記する ※【A】の数値が5事業者未満の企画提案は採用しない ※なお、各事業者における参加人数は2人程度とし、企画責任者や総括料理長など、県産農林水産物使用の意思決定が可能な人物とする

個別商談を行う 県産農林水産物 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別商談を行う県産農林水産物については、商談会 1 回毎に、5 品目以上とすること ・ 1 品目につき、県内生産者、もしくは、生産団体の職員（以下、招聘者）を 1 名以上、招聘すること ・ 招聘者は県が指定し、受託者は招聘者の旅費（宿泊費及び交通費）を委託事業費の中から支出すること ・ 招聘者が、商談を行う品目以外の県産農林水産物についても商談を希望する場合は、妨げないものとする。ただし、そのサンプル代等の費用については委託事業費からの支出対象外とする ・ 商談を行う品目については県と「麴町なだ万 福岡別邸」と、招聘者については県と協議の上、決定すること
個別商談会につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別商談会については、招聘者が参加する全外食事業者と商談を行うのに十分な時間（1 商談あたり 30 分程度）を確保するとともに、円滑に全外食事業者との商談が行えるよう、商談会を運営すること
モデルメニュー の提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商談を行う品目を使用したモデルメニューを商談会参加外食事業者の人数分提供すること ・ モデルメニューの調理は「麴町なだ万 福岡別邸」と連携し、行うこと ・ モデルメニューの提供時には、モデルメニュー開発者による使用品目の特長や活かし方などの解説を「麴町なだ万 福岡別邸」と連携し、行うこと

③ 商談会参加外食事業者による「福岡フェア」開催

商談会に参加した外食事業者による、県産農林水産物を使用した「福岡フェア」を開催。

○「福岡フェア」の要件

項 目	内 容
開催期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 店舗あたり、2 週間以上開催すること
フェア要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ フェアのメインメニューにおいて、県産農林水産物をメイン食材としたメニューを 1 つ以上提供すること ・ 上記の他、県産農林水産物を使用したメニューを 2 種類以上提供すること ・ 県産農林水産物の使用が分かるフェア名称、メニュー名を付けること ・ 来店者（利用者）に対して、県産農林水産物を使用していることが分かる打ち出し（POP、メニュー表等）を店舗で実施すること ・ HP や SNS でフェアの PR を実施すること
フェア開催店舗数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計【C】店舗以上（最低【B】×0.8≧【C（端数繰上）】店舗） ※【B】には企画提案時の提案数値を転記 ※なお、【B】の数値が 50 未満の企画提案は採用しない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各店舗におけるフェアの円滑な開催に向けて、メニュー開発のためのサンプル取寄せやフェア開催時期の検討など、外食事業者との連絡・調整等を実施すること ・ 各店舗でのメニュー開発に係る県産農林水産物購入費については、委託事業費の中から支出すること

④ その他

- ・本委託事業における提案型個別商談会の目的の一つとして、外食事業者が産地視察により県産農林水産物に関する情報を入手する労力を減らすことが挙げられるが、本委託事業内で産地視察を行うことを妨げるものではない。ただし、実施にあたっては、外食事業者及び視察産地との調整は受託者が実施するとともに、参加者招聘に係る費用の一切は委託事業費の中から支出すること
- ・本仕様書は、上記①～③の委託業務以外の提案（例：「福岡フェア」の情報誌やインフルエンサーによるPRなど）を妨げるものではない。ただし、実施に係る費用の一切は委託事業費の中から支出するとともに、①～③の委託業務実施にあたり、支障がないようにすること

<委託業務に関する費用補足>

本委託業務に係る費用のうち、下記に定めるものについては、その内容で積算を行うこと

項目	内容
「麴町なだ万福岡別邸」との連携費	・ 270万円以上（税込） ※上記費用には、「麴町なだ万 福岡別邸」によるモデルメニュー開発費、商談会での会場使用料及びモデルメニュー提供費を含む。なお、モデルメニュー開発費、提供費には商談を行う品目である県産農林水産物の購入費は含まれていないため、別途積算すること
招聘者旅費	・ 1泊の宿泊費及び交通費（福岡県内の空港から、ホテル・会場への交通費）